

166

平成十六年六月十一日提出
質問第一六六号

監修料等に関する質問主意書

提出者
長妻昭

監修料等に関する質問主意書

国及び地方自治体の公務員、特殊法人、独立行政法人、認可法人、公益法人などの職員が受け取る監修料等（監修料の名目でないが、それに類するものも含む）に関して以下お尋ねする。

一 過去五年間、監修料等を受け取ったことのある公務員、職員それぞれに関して以下お尋ねする。

- ① 所属部署名
- ② 何に対する監修料等なのか。具体的な書籍名、タイトル名等
- ③ 当該事業は、補助金が支出されている案件か。
- ④ 受け取った監修料等の総計。受け取り年月。延べ何時間の作業で、いくらもらったか。時給換算にするといくらか。
- ⑤ 勤務時間中に、打合せ等を行ったか。行った場合は、場所は。その是非は。
- ⑥ 勤務時間中に、当該監修の作業を行っていたか。
- ⑦ 勤務時間外に、職場で打合せを行ったことがあるか。その是非は。
- ⑧ この監修料等の受け取りは法令に反するか。

- ⑨ この監修料等の受け取りは、問題はないとの見解か。
 - ⑩ その業者及び関係者に便宜を図ったことはあるか。
 - ⑪ 懲戒処分等の必要があるか。
- 二 国家公務員倫理法に反して、監修料等を受け取っていた事例に関して、以下お尋ねする。
- ① 所属部署名
 - ② 何に対する監修料等なのか。
 - ③ 当該事業は、補助金が支出されている案件か。
 - ④ 受け取った監修料等の総計。受け取り年月。延べ何時間の作業で、いくらもらったか。時給換算にするといくらか。
 - ⑤ 勤務時間中に、打合せ等を行ったか。行った場合は、場所は。その是非は。
 - ⑥ 勤務時間中に、当該監修の作業を行っていたか。
 - ⑦ 勤務時間外に、職場で打合せを行ったことがあるか。その是非は。
 - ⑧ この監修料等の受け取りは法令に反するか。

⑨ この監修料等の受け取りは、問題はないとの見解か。

⑩ この監修料等を受け取ったことで、その業者及び関係者に便宜を図ったことはあるか。

⑪ 国家公務員倫理法になぜ反したのか。法令を知らなかったのか。

⑫ 国家公務員倫理法に反していることを上司はいつ知ったか。

⑬ 懲戒処分等の必要は。

三 監修料等を受け取ることは、問題ないとの見解か。補助事業でもそれがあてはまるか。この見解は、公務員の一般職と特別職、国と地方、特殊法人、独立行政法人、認可法人、公益法人それぞれの職員で異なるか。

また、監修料等を受け取っても良いケースと悪いケースを分かり易くお示し願いたい。

四 国立保健医療科学院の職員が受け取った監修料に関してお尋ねする。

監修料を受け取った職員が、その部下に監修の仕事を手伝わせていたり、アドバイスを受けたりした事例はあるか。また、その部下には監修料やその他の謝礼が渡っているか。その職員の役職と監修内容・金額と当該部下の数は。また業者からの仕事の依頼及び作業は勤務時間内か、外か。部下の協力的行為は勤務

内か、外か。また、当該部下は、公務とは別の仕事での依頼だったことを認識していたか否か。

仮に勤務時間外としても、上司の頼みごとを拒むのは難しい。公務での上司と部下の関係を、謝礼付きの公務外の仕事で、利用することは問題ないのか。

部下の協力を得て、ある意味で部下を巻き込んで、監修の仕事をすることは問題があると考えるがいかか。

右質問する。